

# 生徒指導規程

(最終改正 令和2年4月1日)

福山市立駅家南中学校

# 福山市立駅家南中学校生徒指導規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、本校の教育目標の達成と、校風を推進することを目的とする。そのため、生徒が自主的・自立的に充実した学校生活を送るために定めるものとする。

(意義)

**第2条** 生徒指導の意義は、すべての生徒一人ひとりの心を育て、それぞれの人格のよりよき発達をめざすものである。したがって、この規程では次の3点を強調する。

- (1) 自己肯定感の育成
- (2) 自律の育成
- (3) 自己責任の明確化

## 第2章 学校生活に関すること

(登下校)

**第3条** 登下校についても教育活動とし、生徒の安全を第一と考えるとともに、社会の一員として交通規則やマナーを守って行動するため、次のとおりに定める。

- (1) 交通規則及び交通マナーを遵守すること。
- (2) 登下校時の買い食い、寄り道は禁止する。
- (3) 登校時刻は8時25分までとする。
- (4) 登校後は、許可なく校外に出ないこと。
- (5) 完全下校時刻は、次のとおりとする。

ア	5校時の日	…	17時00分
イ	6校時の日		
	(ア) 4月～9月	…	18時00分
	(イ) 10月～新人総体	…	17時30分
	(ウ) 新人総体～1月	…	17時00分
	(エ) 2月	…	17時30分
	(オ) 3月	…	18時00分
- (6) 遅刻及び欠席の際は、7時30分から8時15分までに保護者から学校に連絡をすること。
- (7) 遅刻した際は、職員室に報告した後、授業教室へ入室すること。
- (8) 早退については、保護者確認の上で許可する。

(自転車通学)

**第4条** 自転車通学に関する規程は、次のとおりに定める。

- 1 自転車について
  - (1) 色は黒・紺・茶・シルバーなど華美でないものとする。
  - (2) 両立てスタンドのものとする。
  - (3) 改造やハンドルの変形等は禁止する。
  - (4) 不要なステッカー、シールは禁止する。

## 2 自転車通学の方法について

- (1) 自転車通学の許可範囲は、別途定める。
- (2) ヘルメットを着用すること。
- (3) 交通法規を遵守すること。
- (4) 無許可での自転車通学は禁止する。
- (5) 許可後に購入する鑑札を、見えやすい位置に貼り付けること。
- (6) 所定の場所へ駐輪すること。

## 3 違反に関する指導について

自転車通学に関する規程に違反した場合は、以下の指導を行う。

- (1) 違反者の自転車を、原則1週間の学校預かりとする。
- (2) 改善の姿勢が見られない場合、自転車通学許可を取り消す。

(授業に関すること)

**第5条** 授業においては、授業規律を守り、自ら主体的に学習すること。また、他の生徒の学習権を侵害しないこと。

(保健室の利用)

**第6条** 保健室の利用については、体調不良等やむを得ない理由で学習に参加できない生徒が利用するため、次のとおりに定める。

- (1) 保健室を利用する際は、原則、担任もしくは教科担任から入室カードを受け取り、職員室で許可をもらい保健室を利用すること。
- (2) 体調不良での保健室の利用は、原則1日1時間とする。
- (3) 用のない生徒の入室は禁止する。

(部活動に関すること)

**第7条** 部活動は、全員がいずれかの部活動に所属することとし、主将や部長を中心に主体的に活動できるように次のとおりに定める。

## 1 部活動について

- (1) 顧問の指示を守り活動すること。
- (2) 部員以外の部活動参加は認めない。
- (3) 部活動にふさわしい服装(制服、体操服あるいは各部で認められた服装)で参加すること。
- (4) 決められた時間内で、部活動・準備・片づけ・戸締まりを行うこと。
- (5) 部室は、清掃及び整理整頓し、部活動の道具以外を置かないこと。
- (6) 部室内での飲食は一切しないこと。
- (7) 休日や休業日も平日と同じ方法・ルールで登下校及び活動すること。
- (8) 生徒だけで解決できない問題が起こった場合、必ず顧問に報告すること。

- (9) 練習試合、他校への遠征などの時も、駅家南中学校の生徒であることを自覚して行動すること。
- (10) その他、中体連や学校からの指示を守ること。

## 2 違反に関する指導について

部活動に関する規程に違反した場合、部活動担当と顧問が協議し、学校長の決定の上、以下の指導を行う。

- (1) 原則1日（朝練・午後練の両方）の部活動停止。
- (2) 練習試合・他校への遠征等の禁止。
- (3) 公式の大会及びコンクール等への登録辞退。
- (4) 部活動停止期間中は再発防止に向けたミーティングや奉仕活動等の活動は認める。

（頭髪、化粧、装飾、装身具等について）

**第8条** 社会の一員としてふさわしい、中学生らしい身なりとして次のとおり推奨する。

### 1 髪型について

- (1) 前髪は目にかからないこと。
- (2) 肩にかかる髪は結ぶこと。
- (3) 髪を結ぶゴム、ヘアピンの色は、黒・紺・茶のいずれかとする。
- (4) 染色、脱色、整髪料、パーマ、エクステンション等は禁止する。
- (5) アイロンをあてる等、脱色が予想される整髪は禁止する。
- (6) おだんご（頭頂部付近で丸くひとまとめにくくった髪型）やあみこみ、左右非対称な髪型等、華美なものは禁止する。

### 2 化粧、装飾、装身具等について、次の事を禁止する

- (1) 口紅（色つきリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類
- (2) マニキュア、ペディキュア等の爪への装飾
- (3) タトゥー等の皮膚への装飾
- (4) ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレット、サングラス、指輪、ミサンガ、カラーコンタクト等の装身具
- (5) 眉毛のそり落とし、まつげの加工

### 3 服装について、校内外の学習活動及び登下校（休業日を含む）は、学校が定める制服を正しく着用すること。

#### (1) ズボンタイプ

##### ア 夏服

- (ア) 白の半袖カットソーもしくは白の開襟シャツ
- (イ) 黒標準型学生ズボン
- (ウ) 開襟シャツは、すべてのボタンを留めること。

- (エ) 肌着は白とし、無地もしくは胸にワンポイントまでのものとする。

##### イ 冬服

- (ア) 黒標準型学生服上下
- (イ) ボタン及び裏ボタンは規定のものとし、加工は禁止する。
- (ウ) 学生服の袖の折り曲げは禁止する。
- (エ) 学生服の下には、白のカッターシャツを着用すること。
- (オ) 肌着は白か黒とし、無地もしくは胸にワンポイントまでのものとする。

##### ウ 合服

- (ア) 長袖カットソー
- (イ) 黒標準型学生ズボン
- (ウ) 肌着は白とし、無地もしくは胸にワンポイントまでのものとする。

##### エ 共通事項

- (ア) カッターシャツの裾は出さないこと。
- (イ) カッターシャツの第1ボタン以外は留めること。
- (ウ) カッターシャツの袖ボタンは留めること。
- (エ) ベルトは黒か茶とし、不必要な金具の付いたものは禁止する。
- (オ) ベルトは、腰骨より上部で締めること。

#### (2) スカートタイプ

##### ア 夏服

- (ア) 襟がブルーの学校指定の夏服
- (イ) 規定の紺スカート
- (ウ) 肌着は白とし、無地もしくは胸にワンポイントまでのものとする。

##### イ 冬服

- (ア) 規定の紺セーラー服
- (イ) 学校指定の青色ネクタイ
- (ウ) 規定の紺スカート
- (エ) セーラー服の袖の折り曲げは禁止する。
- (オ) 肌着は白か黒とし、無地もしくは胸にワンポイントまでのものとする。

##### ウ 合服

- (ア) 白の長袖カットソー
- (イ) 規定の紺スカート
- (ウ) カッターシャツの裾は出さないこと。
- (エ) カッターシャツの袖ボタンは留めること。
- (オ) 肌着は白とし、無地もしくは胸にワンポイントまでのものとする。

##### エ 共通事項

- (ア) スカートは、膝が隠れる長さとし、スカート上部の折り曲げは禁止する。

#### (3) 移行期間

##### ア 移行期間中の服装

夏服、冬服、合服のすべての着用を許可する。気温や天候等に合わせて選択すること。

##### イ 冬服から夏服への移行期間

4月第3週から5月末日までとする。6月

1 日からは夏服完全移行とする。

ウ 夏服から冬服への移行期間

文化祭の翌週から 10 月末日までとする。11 月 1 日からは冬服完全移行とする。

(4) 防寒服等

ア 防寒服は学校指定のものとする。

イ マフラー（ネックウォーマーを含む）は華美なものは禁止する。

ウ カーディガン、セーター類は無地のものとし、色は黒もしくは紺に限る。

エ 制服の上に着る防寒服、マフラー（ネックウォーマーを含む）、手袋の着用は、登下校時に限る。校舎内での着用は認めない。着脱は昇降口で行う。

オ カーディガンやセーター類は、制服の上には着用しない。制服の中に着用する場合は、襟口や袖口または制服の下から見えないようにする。

カ カイロの使用は認めるが、授業中は服から出さない。また、家に持ち帰って捨てること。

(5) その他、服装に関すること

ア 通学靴

(ア) 白を基調とし、通学と運動の両方に適したのものとする。

(イ) 靴ひもの色は、白とする。

(ウ) ハイカットのものは禁止する。

イ ソックス

(ア) 色は、白・黒・紺のいずれかで、無地のものとする。

(イ) ワンポイントまでとし、ライン入りのは禁止する。

(ウ) くるぶしが隠れる長さのものとする。

ウ ネーム

(ア) ネームは左胸に見えやすいように付ける。

(イ) 校章の付いたものを使用すること。

エ 体操服は学校指定のものとする。

オ 水着は、スクール水着を使用すること。

カ 体育館シューズ、屋内シューズは学校指定のものとする。

(その他)

**第 9 条** 次のとおりに定める。

- (1) ケガ等の事情で、異装の必要がある生徒は、事前に担任の許可を得ること。
- (2) カバンは黒っぽいものとし、キーホルダー等のアクセサリは禁止する。また、そのカバンにふさわしい持ち方をすること。
- (3) 不要物（携帯電話・スマートフォン等、学校生活に必要なもの、不要な金銭等）の無断での持ち込みは禁止する。休日、休業日も同様とする。
- (4) やむなく不要物を持ち込んだ場合は、担任に報告し、必要時以外は学校に預けておくこと。

### 第 3 章 校外生活に関すること

(校外での生活についての指導)

**第 10 条** 学校外での生徒の安全を確保する観点から、次のとおりに定める。

- (1) 法令及び条例等を遵守し、違法行為を行わないこと。
- (2) 外出の際には保護者の理解を得ること。
- (3) ゲームセンター（商業施設等のゲームコーナーを含む）への、保護者を伴わない出入りは禁止する。
- (4) 他の学校の敷地内への立ち入り及び敷地周辺に留まることは禁止する。
- (5) アルバイトは、必ず学校長の許可を得て行うこと。

### 第 4 章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

**第 11 条** 次のような場合、保護者と連携の上、特別な指導を行う。なお、特別な指導に関するすべての決定は学校長が行う。

1 特別な指導となりうる行動

- (1) 違法行為があった場合。
- (2) いじめ等、他の生徒が楽しく安全に学校生活を送ることが保障されない行動をした場合。
- (3) 授業放棄にあたる行動や他の生徒の学習権が保障されない行動を繰り返す場合。
- (4) カンニング等、テストでの著しい不正行為をした場合。
- (5) 教師への暴言や暴力、威圧行為、指導無視を繰り返す等、改善が見られない場合。
- (6) その他、学校が教育上特別な指導が必要であると判断した場合。

2 特別な指導の内容については、次のとおりとする。

- (1) 別室での反省
- (2) 奉仕活動

3 特別な指導の実施については、次のとおりに定める。

- (1) 特別な指導の判断をした場合、必ず家庭と連携し、特別な指導に至った経緯や期間・指導方針を詳しく説明し、理解を求める。
- (2) 期間は、数時間を目安とするが、期間の短縮や延長も考慮する。
- (3) 特別な指導終了後、学校長と保護者等に学校生活の中で頑張っていくことを約束させる。
- (4) 期間中における定期試験や学校行事及び部活動については、状況に応じて本人及び保護者と協議し、学校長が決定する。

附則

- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。